

# 兵庫働き方改革推進支援センターからの お知らせ

(令和8年度 厚生労働省委託事業)

法改正への対応 人材の確保 助成金活用

## 中小企業を応援します

無料の  
支援サービス  
実施中

### 1 法改正への対応や現場の課題解決を応援します。

#### 中小・小規模事業者に 影響のある法改正

カスハラ対策義務化  
(2026年10月)

同一労働同一賃金ガイドライン改正  
(2026年10月)

今後予定されている法改正

- 労働基準法
- 育成就労制度
- ストレスチェック義務化

#### 下記のご相談等に 対応します

- \*効果的な採用や定着のための方策について  
アドバイスがほしい。
- \*法改正に伴う就業規則の見直しなど  
について相談したい。
- \*ハラスメント対応に必要な対応策に  
ついて助言が欲しい。
- \*外国人雇用の留意点や技能実習に代わる  
新制度についても相談に応じられます。

### 2 助成金の活用を応援します。

### 3 人材の確保、採用と定着、魅力ある職場づくりを応援します。



法改正にかかわるご相談は

兵庫働き方改革推進支援センター

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149**

Mail [hyogo@workstylereform.net](mailto:hyogo@workstylereform.net)

所在地 神戸市中央区八幡通3-2-5 I・N東洋ビル4F

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hyogo/>



# 兵庫働き方改革推進支援センター 支援サービスをご利用ください

**1** お気軽にお電話ください。 ●平日、9:00～17:00  
社会保険労務士が丁寧にお応えします。  
「働き方改革」はじめ法改正への対応や  
求人・採用に向けた質問にお応えします。☎ **0120-79-1149**

**2** 社会保険労務士による  
訪問コンサルティングを  
実施しています。  
オンライン相談にも応じます。

**秘密厳守  
無料**

原則3回、課題により  
最大6回まで利用可

社会保険労務士を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1テーマにつき原則3回まで無料。  
賃金規程の見直し、同一労働同一賃金に関するテーマなどの相談については、最大6回まで無料で  
利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

**3** 社内研修に講師を無料で派遣します。

講師派遣については、上記フリーダイヤルにお電話ください。



## 申込用紙

訪問支援サービスを利用される方は、下記にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。  
※ご記入いただいた個人情報は「訪問サービス」にのみ使用いたします。

### 兵庫働き方改革推進支援センター(FAX 078-803-8161)

会社名		所在地	〒 -
担当者名(役職)	( )	TEL	
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者)
ご相談内容	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃上げ対策 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正(時間外労働の上限規制) <input type="checkbox"/> 助成金の活用 <input type="checkbox"/> 人手の確保、採用と定着 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業制度 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> カスハラ対策 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止 <input type="checkbox"/> 外国人雇用 <input type="checkbox"/> その他( )		
訪問希望日	<input type="checkbox"/> 電話にて日程調整 <input type="checkbox"/> 希望日(第一希望 / 第二希望 / 第三希望 )		